

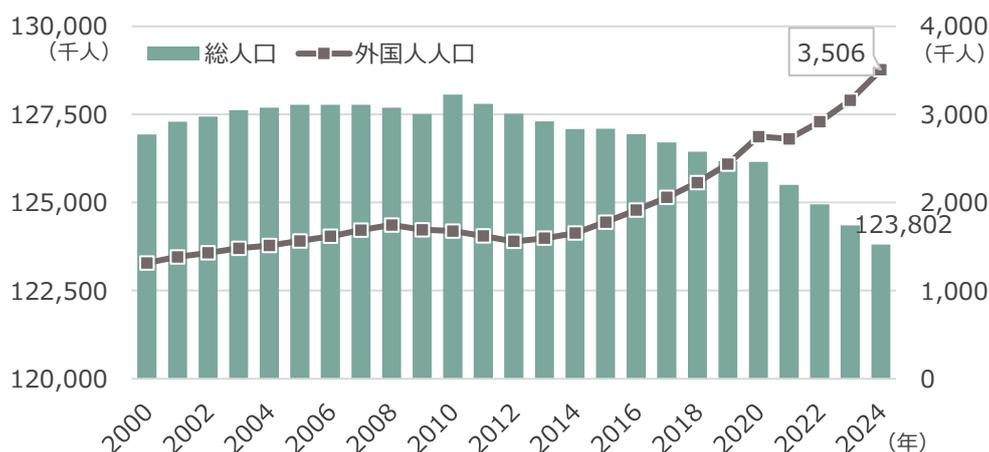
## 第1章 東北圏の外国人材受入れと特定技能制度

### 1.1 外国人材の増加と政府の受入れ政策の展開

#### (1) 全国における人口動態と外国人材増加の現状

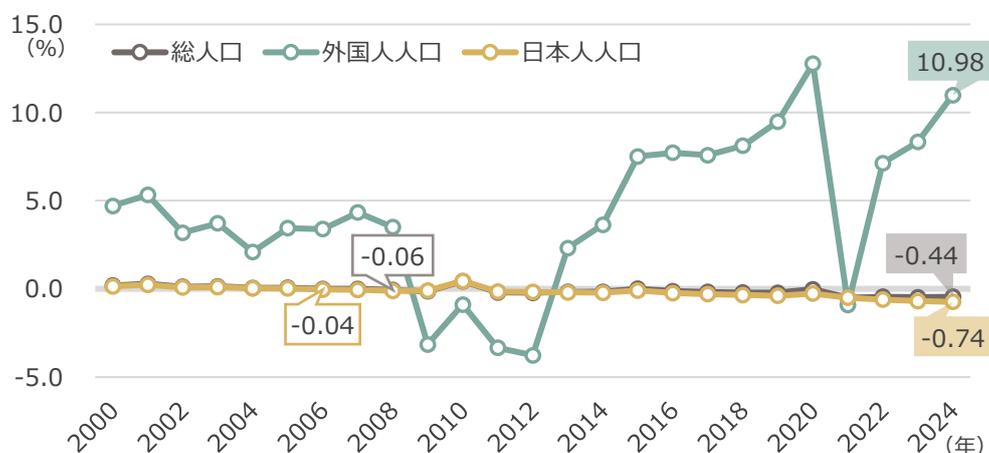
人口推計によると、2024年10月1日時点の日本の総人口は1億2,380万2千人で、14年連続の減少となった(図表1-1)。前年比の人口増減率をみると、日本人人口は2006年に0.04%の減少へと転じた(図表1-2)。その2年後の2008年には総人口も減少に転じ、減少率は0.06%であった。一方、その一部を補うように外国人人口は350万6千人と過去最多を更新し、3年連続で大幅に増加している。2024年には日本人人口の減少率が0.74%に達したのに対し、総人口の減少率は0.44%にとどまっている。これは、外国人人口が前年より10.98%増加し、総人口の減少幅を抑えたためである。

図表1-1 全国における総人口と外国人人口の推移(2000~2024年)



出典：総務省「人口推計」(各年10月1日時点)

図表1-2 全国における人口増減率の推移(2000~2024年)



出典：総務省「人口推計」(各年10月1日時点)

## (2) 外国人材の雇用実態と在留資格の変遷

日本で働く外国人材の数は一貫して増加が続いている。外国人雇用状況の届出状況によると、2024年10月末時点で正社員やアルバイトなどとして働く外国人材は230万3千人にのぼり、外国人材を雇用している事業所数は34万2千に達している（図表1-3）。いずれも2007年に届出が義務化されて以降、最多を記録した。また、対前年の増加率はそれぞれ12.4%、7.3%となっている。

雇用されている外国人材の産業別構成比をみると、最も多く従事しているのは「製造業」の598,314人で、次いで「サービス業」（354,418人）、「卸売業、小売業」（298,348人）となっている（図表1-4）。いずれも深刻な人手不足に直面している産業である。一方、第1次産業では、深刻な人手不足であるにもかかわらず、外国人材は全体の2.8%（64,807人）にとどまっている。ただし、個人経営や短期雇用などが多く、統計上捉えにくいという事情があり、その実態が統計に反映されているとはいえない。よって、国勢調査をもとに第1次産業における外国人材の実態を補足すると、産業別雇用者に占める外国人材の割合は6.5%と他産業に比べ最も高くなっている（図表1-5）。2015年からの増加率を考慮すると、2025年時点ですでに雇用者の10人に1人が外国人材になっていることが推測され、第1次産業においても外国人材の役割が非常に重要になっていることがわかる。

外国人材を在留資格別にみると、長らく最も多かったのは永住者や定住者などの「身分に基づく在留資格」であった。しかし、直近では「身分に基づく在留資格」の62万9千人を上回り、就労を目的とする「専門的・技術的分野の在留資格」が71万9千人と最も多くなっている。「技能実習」および「資格外活動」は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により一時減少したものの、その後は増加傾向に転じている（図表1-6）。

このように外国人材の在留資格は、より限定的な職種・活動に対応する方向へとシフトしており、国内における人手不足の深刻化を背景に、働き手としての外国人材への期待が高まっていることがうかがえる。

図表1-3 全国における外国人材を雇用している事業所と外国人材の推移



出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ（各年10月末時点）

図表 1-4 全国における外国人材の産業別構成比（2025年）

| 産 業               | 外国人材数      | 構成比    |
|-------------------|------------|--------|
| <b>全産業計</b>       | 2,302,587人 | 100.0% |
| 製造業               | 598,314人   | 26.0%  |
| サービス業（他に分類されないもの） | 354,418人   | 15.4%  |
| 卸売業、小売業           | 298,348人   | 13.0%  |
| 宿泊業、飲食サービス業       | 273,333人   | 11.9%  |
| 建設業               | 177,902人   | 7.7%   |
| 医療、福祉             | 116,350人   | 5.1%   |
| 情報通信業             | 90,546人    | 3.9%   |
| 教育、学習支援業          | 82,902人    | 3.6%   |
| 学術研究、専門・技術サービス業   | 79,314人    | 3.4%   |
| 運輸業、郵便業           | 75,157人    | 3.3%   |
| 農業、林業             | 58,373人    | 2.5%   |
| 生活関連サービス業、娯楽業     | 29,991人    | 1.3%   |
| 不動産業、物品賃貸業        | 23,142人    | 1.0%   |
| その他               | 44,497人    | 1.9%   |
| <b>(再掲) 第1次産業</b> | 64,807人    | 2.8%   |
| <b>(再掲) 第2次産業</b> | 776,709人   | 33.7%  |
| <b>(再掲) 第3次産業</b> | 1,455,543人 | 63.2%  |

注)「その他」は、「金融業、保険業」「公務（他に分類されるものを除く）」「複合サービス事業」「漁業」「分類不能の産業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「鉱業、採石業、砂利採取業」を含む。

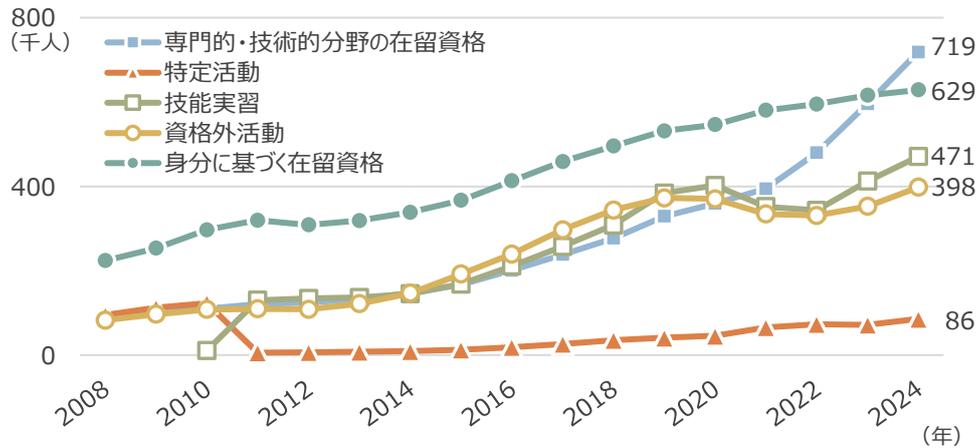
出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(2024年10月末時点)

図表 1-5 全国における産業別雇用者に占める外国人材の割合（2020年）

| 産 業               | 外国人割合 | 対2015年差 |
|-------------------|-------|---------|
| <b>総数</b>         | 2.0%  | 0.7㊦    |
| 漁業                | 6.7%  | 2.9㊦    |
| 農業、林業             | 6.5%  | 2.2㊦    |
| 製造業               | 4.5%  | 1.7㊦    |
| 分類不能の産業           | 4.3%  | 0.8㊦    |
| 宿泊業、飲食サービス業       | 2.9%  | 1.2㊦    |
| 情報通信業             | 2.6%  | 1.0㊦    |
| 建設業               | 1.9%  | 0.2㊦    |
| 教育、学習支援業          | 1.7%  | 0.6㊦    |
| 学術研究、専門・技術サービス業   | 1.6%  | 0.5㊦    |
| サービス業（他に分類されないもの） | 1.5%  | 0.5㊦    |
| 卸売業、小売業           | 1.3%  | 0.2㊦    |
| 生活関連サービス業、娯楽業     | 1.3%  | 0.5㊦    |
| 運輸業、郵便業           | 1.1%  | 0.3㊦    |
| 不動産業、物品賃貸業        | 1.0%  | 0.0㊦    |
| 鉱業、採石業、砂利採取業      | 0.8%  | 0.2㊦    |
| 金融業、保険業           | 0.6%  | 0.2㊦    |
| 医療、福祉             | 0.6%  | 0.2㊦    |
| 電気・ガス・熱供給・水道業     | 0.3%  | 0.1㊦    |
| 複合サービス事業          | 0.1%  | 0.0㊦    |
| 公務（他に分類されるものを除く）  | 0.1%  | 4.3㊦    |
| <b>(再掲) 第1次産業</b> | 6.5%  | 2.3㊦    |
| <b>(再掲) 第2次産業</b> | 3.8%  | 1.5㊦    |
| <b>(再掲) 第3次産業</b> | 1.3%  | 0.4㊦    |

出典：総務省「令和2年国勢調査」、「平成27年国勢調査」(各年10月1日時点)

図表 1-6 全国における外国人材の在留資格別推移（2008～2024 年）



注)「専門的・技術的分野の在留資格」は、「技術・人文知識・国際業務」「特定技能」。「特定活動」は、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動(外交官等の家事使用人、ワーキング・ホリデー、経済連携協定に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者など)。「技能実習」は、開発途上国等の外国人が、日本の企業等で一定期間、農業、建設、介護などの分野で技能を習得する活動。「資格外活動」は、「留学」「その他」。「身分に基づく在留資格」は、「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」。

出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(各年10月末時点)

### (3) 東北圏の人口構造と外国人材受入れの重要性

全国に先駆けて人口減少が進む東北圏では、若者の流出と高齢化に伴う生産年齢人口の減少という深刻な課題に直面しており、労働力を確保するうえで外国人材の受入れは不可欠である。東北圏の労働者数の推移をみると、生産年齢人口（15～64歳）は、1985年の8,152千人をピークに減少へと転じ、2020年は約2割減の6,118千人となった（図表1-7）。この傾向は今後さらに加速する見通しであり、2050年には3,545千人と、2020年の約6割にまで減少すると推計されている。さらに2000年と比べた2050年の人口維持率を地域別にみると、「首都圏」（86.0%）が最も高く、他の地域が60%を超えているのに対して、「東北圏」は唯一50%台にとどまっている（図表1-8）。これらのデータは、東北圏における将来的な労働力不足の深刻さを如実に示している。

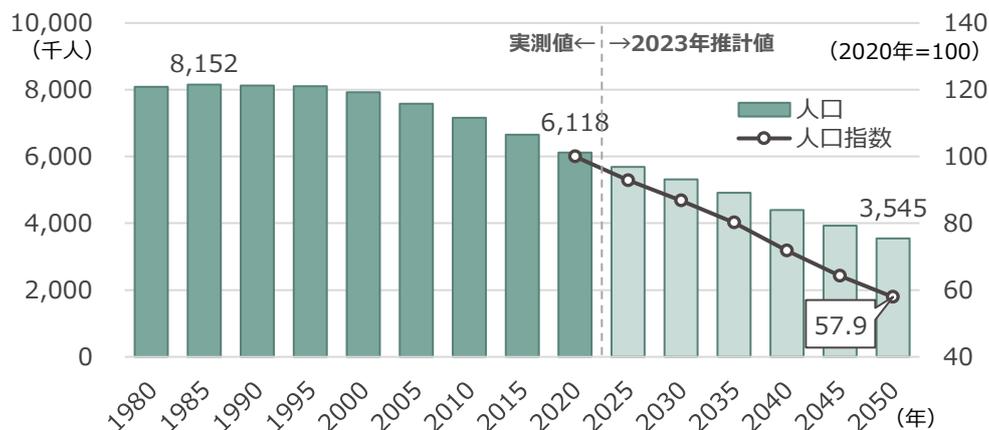
次に、東北圏における外国人材の受入れ状況をみると、地域別の総人口に占める外国人人口比率<sup>1</sup>は、首都圏（3.9%）、東海（3.7%）、北関東（3.1%）が3%台である一方、地方圏の多くは1%台にとどまっている。東北圏はその中でも最も低い1.0%であり、この点でも他地域に比べ大きく後れを取っている（図表1-9）。しかし、2024年の前年比をみると、東北圏は北海道（23.5%増）に次ぐ16.9%増となっている。この増加率の高さは、東北圏においても外国人材受入れへの関心が高まりつつあることを示しており、今後、受入れの拡大が本格化すると考えられる。

以上の状況を踏まえると、東北圏では若年層の都市部流出、産業の高齢化、そして将来の労働力人口の急減といった構造的要因が重なっている。地域の産業や社会機能を維持するうえで外国人材の受入れは不可欠であり、そのためには、地域として受入れ体制の整備や、共に暮らすための環境づくりが急務となっている。

---

<sup>1</sup> 外国人人口には就労を目的としない在留資格の者も含まれるが、地域における外国人材の受入れ状況を示す1つの参考指標として活用している。

図表 1-7 東北圏における生産年齢人口の推移（1980～2050年）



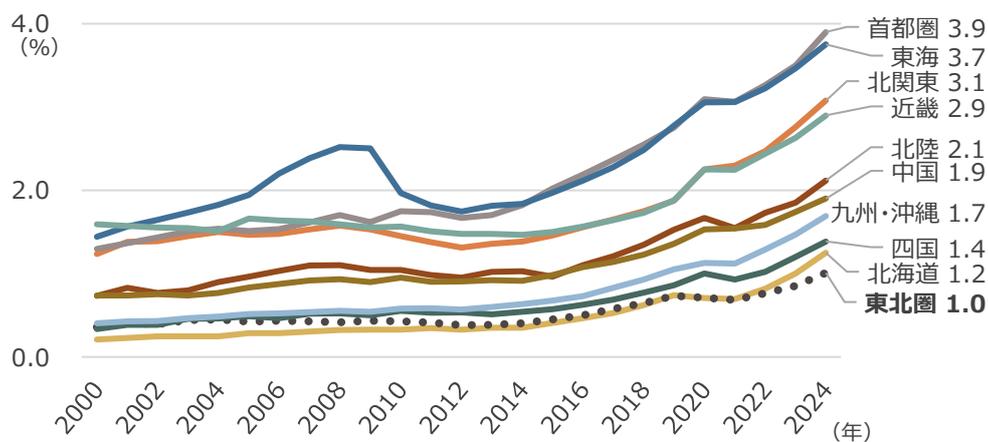
出典：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日時点）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」（基準人口：2020 年 10 月 1 日時点）

図表 1-8 地域ブロック別 生産年齢人口維持率ランキング（2020 年対比 2050 年）

| 順位  | 地域    | 2020年 (人)  | 2050年 (人)  | 維持率   |
|-----|-------|------------|------------|-------|
| —   | 全国    | 75,087,865 | 55,402,035 | 73.8% |
| 1位  | 首都圏   | 23,376,594 | 20,113,628 | 86.0% |
| 2位  | 東海    | 8,916,801  | 6,494,911  | 72.8% |
| 3位  | 九州・沖縄 | 8,116,884  | 5,866,257  | 72.3% |
| 4位  | 近畿    | 12,196,114 | 8,567,465  | 70.2% |
| 5位  | 中国    | 4,094,549  | 2,826,194  | 69.0% |
| 6位  | 北関東   | 5,567,774  | 3,751,312  | 67.4% |
| 7位  | 北陸    | 1,675,728  | 1,124,184  | 67.1% |
| 8位  | 北海道   | 2,988,800  | 1,867,276  | 62.5% |
| 9位  | 四国    | 2,037,007  | 1,246,201  | 61.2% |
| 10位 | 東北圏   | 6,117,614  | 3,544,607  | 57.9% |

出典：総務省「国勢調査」（各年 10 月 1 日時点）、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」（基準人口：2020 年 10 月 1 日時点）

図表 1-9 地域ブロック別 外国人人口比率の推移 (2000~2024 年)



出典：総務省「人口推計」(各年 10 月 1 日時点)

図表 1-10 地域ブロック別 外国人人口の前年比増加率ランキング(2023 年対比 2024 年)

| 順位  | 都道府県  | 2023年<br>(千人) | 2024年<br>(千人) | 増加率   |
|-----|-------|---------------|---------------|-------|
| —   | 全国    | 3,159         | 3,506         | 11.0% |
| 1位  | 北海道   | 51            | 63            | 23.5% |
| 2位  | 東北圏   | 89            | 104           | 16.9% |
| 3位  | 九州・沖縄 | 206           | 236           | 14.6% |
| 4位  | 四国    | 43            | 49            | 14.0% |
| 5位  | 北陸    | 53            | 60            | 13.2% |
| 6位  | 首都圏   | 1,291         | 1,442         | 11.7% |
| 7位  | 北関東   | 260           | 288           | 10.8% |
| 8位  | 近畿    | 533           | 585           | 9.8%  |
| 9位  | 中国    | 123           | 133           | 8.1%  |
| 10位 | 東海    | 509           | 548           | 7.7%  |

出典：総務省「人口推計」(各年 10 月 1 日時点)

#### (4) 外国人材受入れ政策の変遷と特定技能制度の導入

近年、外国人材が急増している背景には、政府が労働力確保を目的として進めてきた外国人材受入れ促進政策がある。わが国における外国人材受入れ政策においては、「専門的・技術的分野」は容認される一方、いわゆる「非専門的分野」（単純労働）は原則として受け入れないという建前が長らく維持されてきた。しかし、深刻な労働力不足を背景に、2019年には「特定技能制度」が導入され、非専門的分野での受入れを積極的に進めるうえで大きな転換点となった。

以下では、外国人材受入れの基本的な枠組みである在留資格と、政策の歴史的経緯、近年の制度的変化について整理する（図表 1-11）。

図表 1-11 主な外国人材受入れ制度の変遷（1990～2027年予定）

| 年         | 法令の施行など                              | 概要   |
|-----------|--------------------------------------|--|
| 1990      | 出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」）改正（在留資格の整備）     | <ul style="list-style-type: none"> <li>専門的・技術的分野の在留資格「技術」「人文知識・国際業務」などを制度化</li> </ul>  |
| 1993      | 入管法改正（「技能実習制度」創設）                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>在留資格「特定活動」に「技能実習」を追加。技能移転による国際貢献を目的とした技能実習生の受入れを開始</li> </ul>   |
| 2008      | EPA（経済連携協定）に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者の受入れ開始 | <ul style="list-style-type: none"> <li>インドネシア、フィリピン、ベトナム（2012年～）3か国から受け入れ、日本の看護師・介護福祉士資格取得を目指す</li> </ul>  |
| 2008      | 「留学生30万人計画」骨子の策定                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>2020年を目途に30万人の留学生受入れを目指す。卒業後の就職支援を通じて日本社会の発展に貢献することも目的とする</li> </ul>  |
| 2010      | 入管法改正（在留資格「技能実習」創設）                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>「特定活動」として運用されていた「技能実習」を独立。技能実習生の権利保護や適正な運用を目指す</li> </ul>   |
| 2012      | 高度人材ポイント制の導入                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>高度外国人材の受入れを促進するため、学歴・職歴・年収などをポイント化し、出入国在留管理上において優遇措置（永住許可要件緩和、配偶者の就労制限の緩和など）を講ずる</li> </ul>                   |
| 2015      | 入管法改正（在留資格「高度専門職」創設ほか）               | <ul style="list-style-type: none"> <li>高度人材ポイント制の導入を受け、在留資格「高度専門職1号(イ)(ロ)(ハ)」「高度専門職2号」を創設</li> <li>在留資格「技術」「人文知識・国際業務」を「技術・人文知識・国際業務」に一本化</li> </ul> |
| 2017      | 入管法改正（在留資格「介護」創設）                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>介護福祉士の資格を有する外国人が介護業務に従事するための在留資格を創設</li> <li>「技能実習」の対象職種に「介護」を追加</li> </ul>                                   |
| 2019      | 入管法改正（「特定技能制度」創設ほか）                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>人材不足の産業における即戦力人材としての非専門的・技術的分野の在留資格「特定技能1号」「特定技能2号」を創設</li> <li>「出入国在留管理庁」を設立</li> </ul>                      |
| (予定) 2027 | 入管法改正（「育成就労制度」創設）                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>技能実習制度の廃止と、「特定技能」への移行を前提とする在留資格「育成就労」を法制化（2024年改正）</li> </ul>   |

出典：出入国在留管理庁「最近の入管法改正」、[https://www.moj.go.jp/isa/policies/bill/kaisei\\_index.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/bill/kaisei_index.html)（2025年7月14日参照）ほか、各種資料をもとに東北活性研作成

## ■ 外国人材の活動を認める在留資格

外国人材の受入れは、「出入国管理及び難民認定法」（以下、「入管法」という）にもとづき管理されている。入管法は1951年に公布され、社会状況やニーズに応じて改正が重ねられてきた。外国人が日本に在留するには、入管法で定められた法的な資格、いわゆる在留資格が必要であり、現在は主に29種類ある在留資格の範囲内で活動が認められている（図表1-12）。

在留資格は、「活動に基づくもの」と「身分または地位に基づくもの」に分かれている。前者は在留資格の種類ごとに就労の可否や範囲が明確に定められており、後者は日本人と同様に就労の制限がない。さらに「活動に基づく在留資格」は、「外交」や「公用」、「教授」などからなる就労資格と、「文化活動」や「短期滞在」、「留学」などからなる非就労資格、法務大臣の指定にもとづく在留資格「特定活動」の3つに分類される。外国人材受入れ政策の中心となるのは、就労を目的とした就労資格と、資格外活動の許可によって就労が認められる非就労資格である。

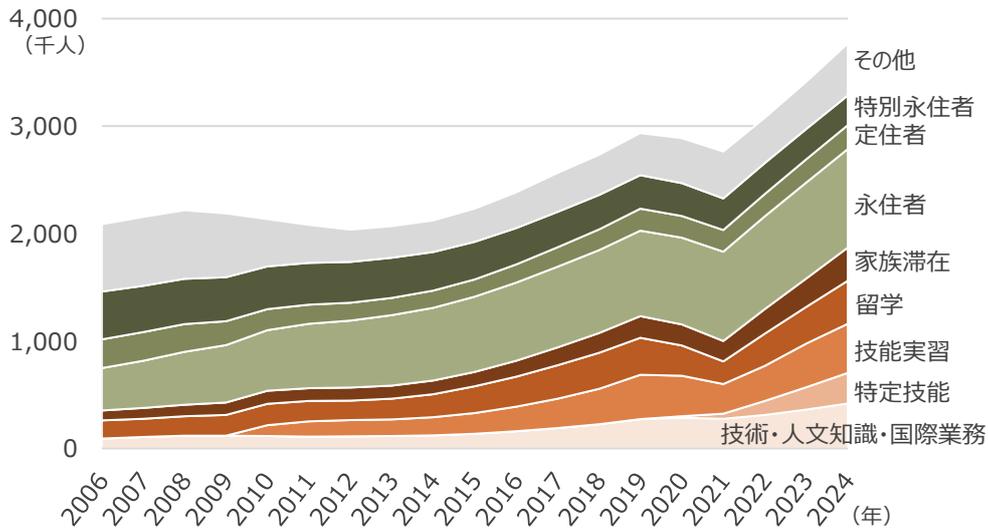
2006年から2024年にかけての外国人の在留資格別推移をみると、全体として外国人数は増加傾向にあり、特に「特定技能」および「技能実習」の急増が顕著である（図表1-13）。そのほか、「技術・人文知識・国際業務」や「留学」は安定的に増加している。

図表 1-12 在留資格の主な分類



出典：出入国在留管理庁「在留資格一覧表」、<https://www.moj.go.jp/isa/applications/status/qaq5.html>（2025年8月21日参照）をもとに東北活性研作成

図表 1-13 全国における外国人の在留資格別推移（2006～2024 年）



注)「その他」は、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行、技能、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、文化活動、研修、特定活動、その他。

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」（各年 12 月末時点）

### ■ 専門的・技術的外国人材の受入れ

専門的・技術的分野の外国人材については、1990 年代以降に制度的な受入れが開始された。1990 年の入管法改正により、「技術」「人文知識・国際業務」<sup>2</sup>などの在留資格が制度化され、企業や教育機関などで専門職・技術職の外国人が就労可能となる。2008 年には経済連携協定(EPA)にもとづき、フィリピン、インドネシアなどからの看護師・介護福祉士候補の受入れも始まった。

そして、2010 年以降は政府が主導する高度人材戦略が始まった。2012 年には「高度人材ポイント制」が導入され、学歴、年収、職歴などをポイント化して、優秀な人材に対して永住許可の優遇や在留期間の延長といったインセンティブを提供した。そして、2015 年には一定のポイントを獲得した外国人材に与えられる在留資格「高度専門職」が創設され、「技術・人文知識・国際業務」などの専門的・技術的分野の在留資格から移行するケースが増加している。

### ■ 外国人留学生の受入れ

高度人材戦略の一環として、外国人留学生の受入れ拡大も進められてきた。政府は 2008 年に「留学生 30 万人計画」を掲げ、留学生の受入れを国家戦略として位置づけた。在留資格「留学」を持つ外国人は、資格外活動として週 28 時間以内の就労（アルバイト）が認められている。また、大学や専門学校を卒業した後は、「技術・人文知識・国際業務」などの在留資格に変更して、日本で就職できる道も整備されている。2020 年代に入り、留学生を将来的な高度人材や地

<sup>2</sup> 2015 年の入管法改正で在留資格「技術・人文知識・国際業務」に一本化される。

域定着型人材<sup>3</sup>として位置づける政策も進められており、地方大学や自治体と連携した受入れ施策が始まっている。

### ■ 労働力としての外国人材の受入れ

1993年、政府は「非専門的・非熟練分野」（単純労働）での受入れに舵を切り、技能実習制度を創設した。政府は一貫して、この制度は「開発途上国への技能移転」を目的とした国際貢献の枠組みであり、労働力確保を目的とするものではないとしてきた。しかしながら、人手不足が深刻な地方圏や中小企業では、技能実習生が単純労働力の重要な担い手となり、労働力不足を補う手段として機能してきたのが実態である。

その後、2018年6月に策定された「骨太の方針2018」において、政府は初めて外国人材の受入れ拡大を公式方針として明記した。翌2019年には改正入管法の施行により「特定技能制度」が創設され、人手不足が深刻化している建設や製造業、介護といった分野で、一定の技能と日本語能力を持つ外国人が就労できるようになった。この制度の創設により、日本は外国人を労働力として制度的に受け入れることを事実上認めることとなり、「非専門的分野」（単純労働）での外国人材の受入れが本格化した。

また、同時に、それまで外国人の出入国管理を担当していた法務省の「入国管理局」が改組・強化され、法務省の外局である「出入国在留管理庁」へと昇格した。同庁は、外国人の出入国管理に加え、外国人材受入れに関する環境整備の総合調整を担う役割を持つこととなった。特定技能制度の導入は、労働力不足が顕著な産業における「非専門的分野」での外国人材受入れの突破口となるとともに、生活支援や地域との関係構築など、社会的受入れ環境の整備を求める契機ともなった。

---

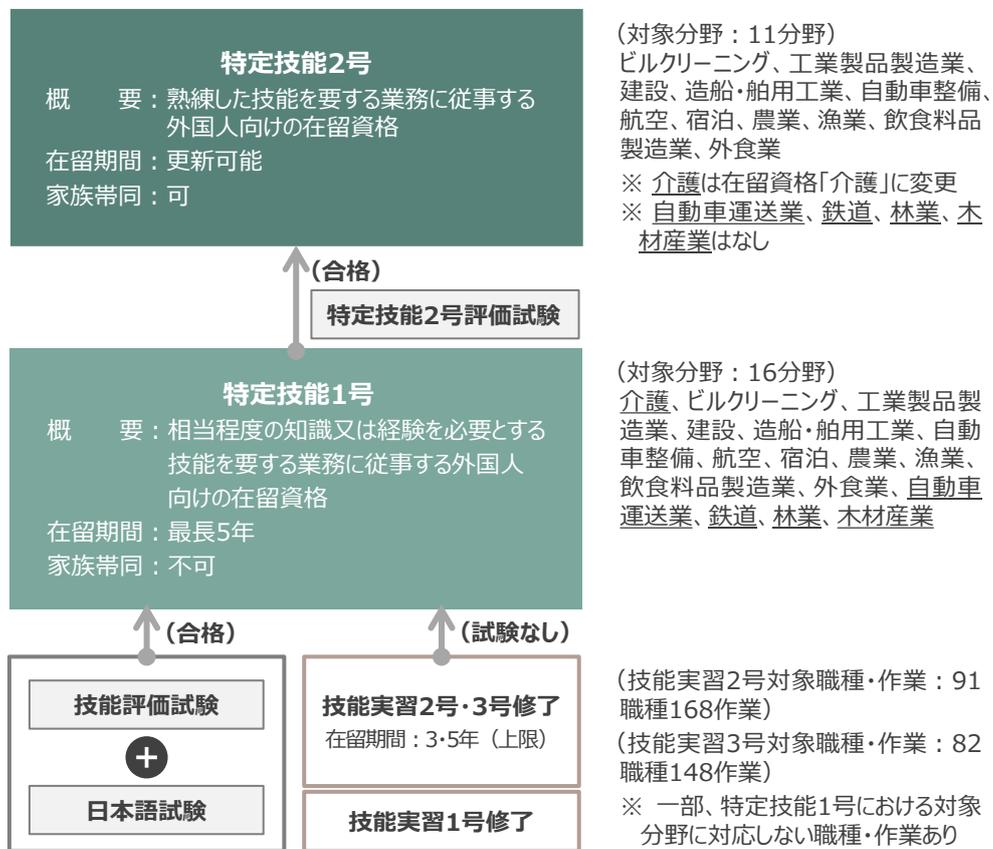
<sup>3</sup> 卒業後に地方企業へ就職し、地域に定着して長期的に活躍することで、地域の持続可能な発展に貢献する外国人材。

## 1.2 特定技能制度の運用と東北圏での活用実態

### (1) 特定技能1号・2号の制度概要

特定技能制度は、中小企業において人手不足が深刻化する中、生産性向上や国内人材確保の取組みを行ってもなお人材の確保が困難な分野に限定して、一定の専門性・技能を持ち、即戦力となる外国人を受け入れることを目的とした制度である。「特定技能1号」は「相当程度の知識又は経験を必要とする技能」、「特定技能2号」は「熟練した技能」を要する業務に従事する外国人を対象としている（図表 1-14）。

図表 1-14 特定技能1号・2号の概要と移行プロセス



注) 2025年7月末時点。

出典：出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組（2025年8月更新）」ほか、各種資料をもとに東北活性研作成

### ■ 特定技能1号への移行ルート

技能実習制度において、技能実習生は最長5年で帰国しなければならない。しかし、特定技能制度では、技能実習生が3年または5年間の実習を良好に修了すれば特定技能1号に移行できるように設計されている。そして、在留期間については、特定技能1号は最長5年まで認められ、特定技能2号は上限がないため、中長期間の就労が可能である。

特定技能1号になるには、技能実習2・3号からの移行ルートのほか、分野別に実施される試験ルートがある。試験ルートは、労働需要への迅速な対応や労働市場の拡大、多様な人材確保のために、新たな外国人労働者を受け入れることを目的としており、試験は分野ごとに定められる特定技能評価試験と日本語試験<sup>4</sup>の両方に合格する必要がある。日本の職場で即戦力として働くために求められる最低限の知識と日本語能力を有しているかを試験で確認する仕組みとなっている。

### ■ 特定技能1号が対象とする16の特定産業分野

特定技能1号が対象とする特定産業分野は16分野<sup>5</sup>である。2019年の導入当初は12分野（「介護」「ビルクリーニング」「工業製品製造業」「建設」「造船・船用工業」「自動車整備」「航空」「宿泊」「農業」「漁業」「飲食物品製造業」「外食業」）が対象であり、2024年からは4分野（「自動車運送業」「鉄道」「林業」「木材産業」）が追加された。政府方針により特定技能分野の追加等が行われている。技能実習2・3号からの移行については、ほとんどの職種・作業は特定技能の産業分野・業務に対応しており、対応する分野・業務区分でのみ就労が許可される。対応する職種・作業でない場合は、試験を受けて合格すれば、合格した分野・業務区分において特定技能としての就労が可能となる。

また、特定技能1号の受入れには、国全体として産業分野ごとに受入れ見込み数が設定されている（図表1-15）。2024年度から2028年度までの5年間における受入れ見込数は、全産業合計で820千人であり、2019年の導入当初の345千人から2倍以上に拡大した。深刻な人手不足やコロナ禍による急激な経済情勢の変化への対応のために、対象分野の拡大とあわせて受入れ人数も増加した。なお、企業が実際に受け入れる際には、一部の分野<sup>6</sup>を除いて、人数制限は設けられておらず、企業の実情に応じて人材を確保することが可能である。

### ■ 特定技能2号への移行と対象分野の拡大

特定技能1号の次のステップになるのが特定技能2号である。特定技能2号へ移行するためには、特定技能1号で通常2年以上の実務経験を積み、各分野で実施される特定技能2号評価

---

<sup>4</sup> FT-Basic（国際交流基金日本語基礎テスト）または JLPT（日本語能力試験）N4以上のいずれかに合格。

<sup>5</sup> 現行制度では16分野で運用されているが、政府は追加分野を設定し、将来的に19分野へ拡大する方針を示している（2026年1月23日閣議決定「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」）。

<sup>6</sup> 建設分野および介護分野については、外国人材の適正な管理と適切な労働環境を確保するため、企業ごとに受入れ可能な人数が定められている。

試験に合格する必要がある。特定技能 2 号では家族帯同が認められており、在留期間の更新に制限が設けられておらず、将来的に永住許可を得ることも可能となっている。対象分野は、2019 年の導入時点で「建設」と「造船・船用工業」の 2 分野のみであった。その後、2023 年に 9 分野（「工業製品製造業」「飲食料品製造業」「農業」「航空」「漁業」「自動車整備」「宿泊」「外食業」「ビルクリーニング」）が追加され、現在は「介護」と 2024 年に追加された 4 分野（「自動車運送業」「鉄道」「林業」「木材産業」）を除く 11 分野となっている。

図表 1-15 特定技能 1 号分野別 受入れ見込み数の変化(増加率順・2019～2023 年と 2024～2028 年の比較)

| 分野名       | 5年間の受入れ見込数      |                 | 増加率           |
|-----------|-----------------|-----------------|---------------|
|           | 2019～2023年      | 2024～2028年      |               |
| 工業製品製造業   | 31,450人         | 173,300人        | 451.0%        |
| 飲食料品製造業   | 34,000人         | 139,000人        | 308.8%        |
| 造船・船用工業   | 13,000人         | 36,000人         | 176.9%        |
| 介護        | 60,000人         | 135,000人        | 125.0%        |
| 農業        | 36,500人         | 78,000人         | 113.7%        |
| 建設        | 40,000人         | 80,000人         | 100.0%        |
| 航空        | 2,200人          | 4,400人          | 100.0%        |
| 漁業        | 9,000人          | 17,000人         | 88.9%         |
| 自動車整備     | 7,000人          | 10,000人         | 42.9%         |
| 宿泊        | 22,000人         | 23,000人         | 4.5%          |
| 外食業       | 53,000人         | 53,000人         | 0.0%          |
| ビルクリーニング  | 37,000人         | 37,000人         | 0.0%          |
| 自動車運送業    | —               | 24,500人         | —             |
| 鉄道        | —               | 3,800人          | —             |
| 林業        | —               | 1,000人          | —             |
| 木材産業      | —               | 6,000人          | —             |
| <b>合計</b> | <b>345,150人</b> | <b>820,000人</b> | <b>137.6%</b> |

注) 各分野において、5年後(2028年度)の産業需要等を踏まえ、以下の計算で算出。

「受入れ見込数=5年後の人手不足数-(生産性向上+国内人材確保)」

出典：出入国在留管理庁「特定技能制度の受入れ見込数の再設定(令和6年3月29日閣議決定)」

## (2) 特定技能における分野別移行状況と評価試験結果

特定技能制度における受入れの実態は、特定産業分野ごとに大きく異なる。ここでは、全国における特定技能1号への移行ルートの特徴と、特定技能2号評価試験の合格率の動向について分野別の傾向を整理する。

### ■ 特定産業分野別の移行ルート

特定産業分野別に全国の特定技能1号への移行ルートを見ると、技能実習からの移行が中心になっている産業が多い(図表1-16)。試験ルートが多い産業は、「介護」や「ビルクリーニング」、「宿泊」、「外食業」などである。「介護」は高い人材需要を背景に、多様なルートが設けられているが、特に海外での試験体制が充実<sup>7</sup>していることから、試験ルートが主流になっているものと推察される。「ビルクリーニング」や「宿泊」、「外食業」についても試験ルートが主流である。技能実習からの移行職種・作業が比較的少なく、国内外での試験<sup>8</sup>を通じて直接受け入れる体制が整備されている。

また、国内での試験実施は、特定産業分野に対応しない職種に就いていた技能実習生や留学など他の在留資格で日本に滞在していた外国人の移行ルートにもなっている。特に、「宿泊」や「外食業」などの産業では、留学生を特定技能1号で受け入れ、定着につなげることが期待されている。これまで留学生は、卒業後に在留資格「技術・人文知識・国際業務」で働くことが一般的であった。しかし、この資格では、基本的に大学や専門学校で学んだ専攻と就職先の業務内容が一致していなければならない。希望する職種と専攻が異なる場合は、日本で働けず帰国せざるを得なかった。その点、特定技能の場合は、試験に合格すれば専攻に関係なく希望する特定産業分野で働くことができる。留学生にとっては、卒業後の進路を広げる現実的な選択肢となる。受入れ企業にとっても、日本語能力が高く、日本での生活習慣や文化に馴染んでいる留学生は、即戦力としての活躍が見込める。

### ■ 特定技能2号評価試験の合格率

特定産業分野別特定技能2号評価試験の全国の合格率には、分野ごとに大きな差がみられる。「造船・船用工業」や「飲食料品製造業」、「外食業」などでは合格率が50%以上と比較的高い数値となっている一方で、「ビルクリーニング」や「建設」、「自動車整備」などは20%以下にとどまっている(図表1-17)。分野間で難易度に大きな違いがあり、長期的な人材定着の見通しが立てにくい分野もある。合格率が低い分野では、試験対策の支援や教育体制の強化、日本語教育の充実など、制度面での支援強化が求められる。また、受入れ企業が、試験準備段階から人材育成を意識した取組みを行うことで、定着率の向上が期待できる。

<sup>7</sup> 出入国在留管理庁「在留資格『特定技能1号』に係る試験実施予定一覧表」によると、日本を含む14か国で定期的に試験が実施されている(2025年7月31日時点)。

<sup>8</sup> 「ビルクリーニング」17か国、「宿泊」9か国、「外食業」10か国(2025年7月31日時点)。

図表 1-16 全国における特定産業分野別 特定技能 1 号外国人への移行ルート（2024 年）

|    | 総数<br>(人) | ルート (%) |      |                     |                     |     |
|----|-----------|---------|------|---------------------|---------------------|-----|
|    |           | 試験      | 技能実習 | 介護福祉士<br>養成施設<br>修了 | EPA<br>介護福祉士<br>候補者 | 検定  |
| 介護 | 1,722     | 94.0    | 5.7  | 0.0                 | 0.3                 | 0.0 |

|          | 総数<br>(人) | ルート (%) |      |
|----------|-----------|---------|------|
|          |           | 試験      | 技能実習 |
| ビルクリーニング | 59        | 71.2    | 28.8 |
| 工業製品製造業  | 1,830     | 1.5     | 98.5 |
| 宿泊       | 44        | 68.2    | 31.8 |
| 農業       | 1,485     | 51.6    | 48.4 |
| 漁業       | 344       | 13.7    | 86.3 |
| 飲食料品製造業  | 4,240     | 42.9    | 57.1 |
| 外食業      | 535       | 99.6    | 0.4  |

|         | 総数<br>(人) | ルート (%) |      |     |
|---------|-----------|---------|------|-----|
|         |           | 試験      | 技能実習 | 検定  |
| 建設      | 1,333     | 1.7     | 98.0 | 0.3 |
| 造船・船用工業 | 269       | 1.5     | 98.5 | 0.0 |
| 自動車整備   | 187       | 37.4    | 62.6 | 0.0 |

出典：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数（速報値）」（2024 年 12 月末時点）

図表 1-17 全国における特定産業分野別 特定技能 2 号評価試験合格率

| 特定産業分野   | 受験者数      | 合格者数   | 合格率   | 実施時期／集計対象        |                  |
|----------|-----------|--------|-------|------------------|------------------|
| ビルクリーニング | 76人       | 10人    | 13.2% | 2024年度全3回        |                  |
| 工業製品製造業  | 機械金属加工    | 1,963人 | 945人  | 48.1%            | 2024年度全3ターム      |
|          | 電気電子機器組立  | 406人   | 179人  | 44.1%            |                  |
|          | 金属表面処理    | 32人    | 8人    | 25.0%            |                  |
| 建設       | ライフライン・設備 | 36人    | 6人    | 16.7%            | 2024年1~3月        |
|          | 土木        | 220人   | 20人   | 9.1%             |                  |
|          | 建築        | 262人   | 13人   | 5.0%             |                  |
| 造船・船用工業  | 87人       | 81人    | 93.1% | 2023年11月~2024年3月 |                  |
| 自動車整備    | 94人       | 6人     | 6.4%  | 2024年7~9月        |                  |
| 航空       | 34人       | 3人     | 8.8%  | 2025年7月          |                  |
| 宿泊       | 23人       | 1人     | 4.3%  | 2024年3月          |                  |
| 農業       | 耕種農業全般    | 207人   | 26人   | 12.6%            | 2023年12月、2024年2月 |
|          | 畜産農業全般    | 58人    | 29人   | 50.0%            |                  |
| 漁業       | 漁業        | 58人    | 13人   | 22.4%            | 2024年7月~2025年2月  |
|          | 養殖業       | 36人    | 15人   | 41.7%            |                  |
| 飲食品製造業   | 3,263人    | 1,838人 | 56.3% | 2024年度全3回        |                  |
| 外食業      | 1,353人    | 780人   | 57.6% | 2024年度全3回        |                  |

注)「介護」は特定技能 2 号の枠は設けられておらず、介護福祉士国家試験に合格し、在留資格「介護」に移行。「自動車運送業」「鉄道」「林業」「木材産業」は特定技能 2 号の対象外。

出典：公益社団法人全国ビルメンテナンス協会「ビルクリーニング特定技能 2 号評価試験\_合格者の発表\_2024 年度」、<https://www.j-bma.or.jp/qualification-training/zairyu-2go> (2025 年 9 月 8 日参照)

経済産業省「特定技能外国人材制度(工業製品製造業分野)ポータルサイト\_2 号評価試験\_結果概要」、<https://www.sswm.go.jp/exam/results/?tab=tab-result-ssw2&year=2024#tab-result-ssw2> (2025 年 9 月 8 日参照)

出入国在留管理庁「試験関係\_試験実施状況報告書\_令和 5 年度」、[https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri01\\_00135.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri01_00135.html) (2025 年 9 月 8 日参照)

一般社団法人日本自動車整備振興会連合会「特定技能 2 号評価試験\_結果情報\_自動車整備分野特定技能評価試験結果 (2024/7/16~2024/7/31) (2024/8/1~2024/8/15) (2024/8/16~2024/8/31) (2024/9/1~2024/9/15)」、<https://www.jaspa.or.jp/topics/?year=2024&startmonth=1> (2025 年 9 月 8 日参照)

公益社団法人日本航空技術協会「これまでの 特定技能評価試験 (航空分野:空港グランドハンドリング) 試験結果」、[https://exam.jaea.or.jp/wp-content/uploads/2025/08/GH\\_results-from-the-past-exam\\_r.pdf](https://exam.jaea.or.jp/wp-content/uploads/2025/08/GH_results-from-the-past-exam_r.pdf) (2025 年 9 月 8 日参照)

一般社団法人大日本水産会「特定技能関係\_4.試験結果」、<https://suisankai.or.jp/skill/> (2025 年 9 月 8 日参照)

一般社団法人外国人食品産業技能評価機構「2024 年度外食業及び飲食品製造業の特定技能測定試験 国内試験実施状況 (2025 年 3 月 10 日)」、<https://otaff1.jp/upload/news/414/file.pdf> (2025 年 9 月 8 日参照)

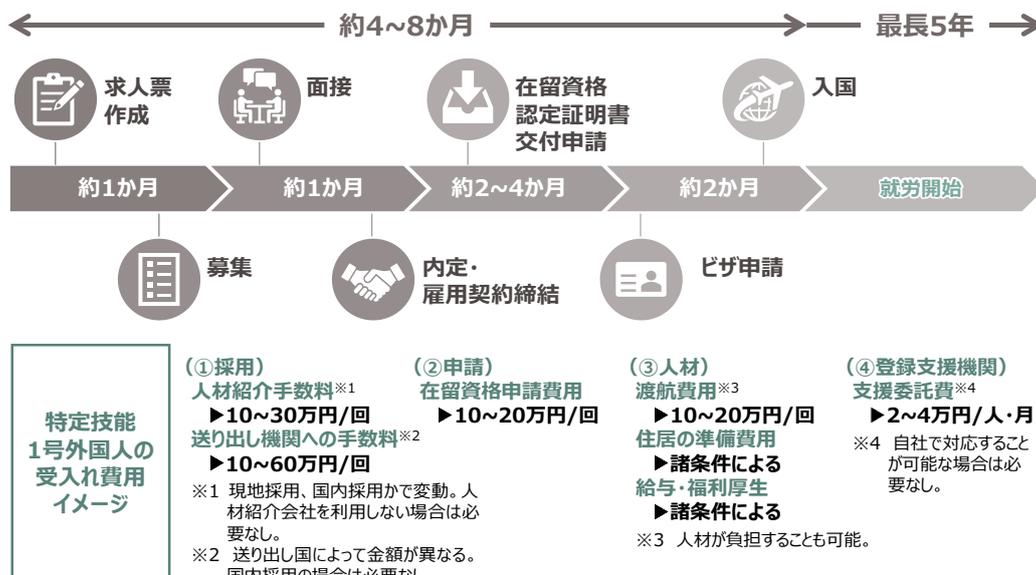
### (3) 特定技能外国人の受入れ

特定技能1号外国人の受入れにあたっては、他の在留資格にはみられない制度的な配慮がなされている。試験ルートで初めて来日するなど、日本語力や生活スキルが十分でないケースも多いため、彼らの定着を促すには就労支援と生活支援が欠かせない。受入れ企業は自社で支援を行うか、登録支援機関に委託して支援を行わなければならない。こうした制度的な枠組みにより、外国人材が日本で安心して働き、生活できるよう、支援体制の整備が進められている。

一方、特定技能2号は、熟練した労働者かつ自立した生活者として位置づけられ、在留期間に上限がなく、家族帯同も認められている。つまり、特定技能1号が支援を前提とした制度であるのに対し、特定技能2号は支援を必要としない自立した人材が対象となるため、受入れ企業や登録支援機関による支援は、制度上義務付けられていない。

特定技能1号に関する制度運用は以下の通りである（図表1-18）。

図表1-18 国外から特定技能1号外国人を受け入れるプロセスと費用



注) 建設分野は、他の分野より多くの費用（協議会への登録料、受入負担金など）がかかる。

出典：出入国在留管理庁「外国人材の受入れ及び共生社会実現に向けた取組（2025年8月更新）」ほか、各種資料をもとに東北活性研作成

#### ■ 受入れの流れと支援

特定技能外国人の受入れの流れは、人材が国内在住か国外在住かで異なる。国内在住の場合は、すでに国内で就労している技能実習生や他の在留資格保持者が対象となるため、企業は国内で採用活動を行うことができ、スムーズな受入れが可能である。一方、国外在住の場合は、企業は海外で採用活動を行わなければならない、採用活動から雇用開始まで約4~8か月の期間を要す。

国外から受け入れる場合の大まかな流れは、採用活動、在留資格申請、入国、雇用開始となる。採用活動から就労開始後の支援まで自社で行える場合を除き、多くの受入れ企業では人材紹介

会社や登録支援機関を利用する。また、特定技能に関する二国間の協力覚書（MOC）<sup>9</sup>を締結している国の場合、現地の認定送り出し機関を経由して人材を採用する仕組みが採られていることがあり、送り出し機関を通さなければ採用できないケースもある。

国内外いずれの場合も雇用契約締結ののち在留資格認定証明書交付申請を行う。そして出入国在留管理庁から在留資格認定証明書の交付を受けるが、この際に「1号特定技能外国人支援計画」の提出が求められる。支援計画には、受け入れた人材が安心して働き、生活できるよう、10項目の義務的支援を含む具体的な内容を記載する（図表 1-19）。また、就労開始後はこの支援計画をもとに支援を行う必要がある。実際の支援については、登録支援機関に委託することも可能である。

受入れに伴う初期費用は、採用活動から入国までで1人あたり40万～130万円がかかる。受入れ後は、人材への給与・福利厚生のほか、登録支援機関に支援を委託する場合には1人あたり年間24万～48万円の費用が必要となる。

図表 1-19 特定技能1号外国人の就労・生活に必要な義務的支援10項目

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
| <p><b>1. 事前ガイダンス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明</li> </ul>  | <p><b>2. 出入国する際の送迎</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入国時に空港等から事業所または住居への送迎</li> <li>帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行</li> </ul>                               | <p><b>3. 住居確保・生活に必要な契約支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>連帯保証人になる・社宅を提供する等</li> <li>銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助</li> </ul>  |  |
| <p><b>4. 生活オリエンテーション</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明</li> </ul>                            | <p><b>5. 公的手続等への同行</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助</li> </ul>   | <p><b>6. 日本語学習の機会の提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等</li> </ul>   | <p><b>7. 相談・苦情への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等</li> </ul>  |
| <p><b>8. 日本人との交流促進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>自治会等の地域住民との交流の場、地域のお祭りなどの行事の案内や参加の補助等</li> </ul>   | <p><b>9. 転職支援（人員整理等の場合）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供</li> </ul>  | <p><b>10. 定期的な面談・行政機関への通報</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的に（3か月に1回以上）面談し、労働基準法違反等があれば通報</li> </ul>            |  |

注）「4.生活オリエンテーション」を除き、それぞれの項目に任意的に行う「任意的支援」がある。

出典：出入国在留管理庁「1号特定技能外国人支援に関する運用要領-1号特定技能外国人支援計画の基準について」（2025年7月1日一部改正）

<sup>9</sup>（協力覚書公表順）フィリピン、カンボジア、ネパール、ミャンマー、モンゴル、スリランカ、インドネシア、ベトナム、バングラデシュ、ウズベキスタン、パキスタン、タイ、インド、マレーシア、ラオス、キルギス、タジキスタン（2025年8月22日時点）。

## ■ 雇用形態と労働条件の原則

雇用形態については、正社員や契約社員など直接雇用が原則である。ただし、繁忙期と閑散期の差が大きい農業や漁業分野では、派遣という雇用形態が認められることもある。

待遇については、日本人労働者と同等の条件で十分に保護されることが原則である。給与も、最低賃金を上回ることはもちろん、日本人が同じ業務を行った場合と同等以上を支給しなければならない。基本給に加え、残業代や深夜手当、休日手当なども同様である。福利厚生としては、社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険など）への加入が義務付けられている。労働時間はフルタイム就労であり、1日8時間、週40時間以内となっている。有給休暇も日本人と同じく、勤務開始から6か月後に最低10日間の付与が必要である。労働環境についても、安全かつ適切な職場環境を整備することが求められている。また、教育訓練の実施や福利厚生施設の利用などにおける差別的な扱いは禁止されている。

## ■ 分野ごとの協議会への加入

特定技能外国人を受け入れる企業は、対象分野ごとに設置された特定技能協議会<sup>10</sup>への加入が義務付けられている。協議会に未加入の場合、在留資格認定証明書交付申請（または変更申請）をする際、申請自体が受理されない。また、協議会に加入することで、特定技能外国人の受入れに関する最新の制度情報やノウハウを共有でき、法令遵守の徹底やトラブルの防止に資する情報提供や支援を受けられる。

## ■ 登録支援機関の活用

登録支援機関は、出入国在留管理庁長官の登録を受けた事業者であり、業界団体、民間法人、行政書士、社会保険労務士など幅広い事業者が登録している。全国で10,590事業所があり、そのうち東北圏には405事業所が存在する（2025年8月20日時点）。

出入国在留管理庁の2020年のデータによれば<sup>11</sup>、企業の81.1%が登録支援機関を利用しており、全面委託が60.5%、一部委託が26.4%を占める。自社に支援ノウハウがない企業や、実務負担の軽減を求める企業は、適切な受入れ体制を維持するために登録支援機関から支援を受けている実態がうかがえる。選定方法としては、同業者からの紹介や、技能実習制度に関わった団体（監理団体）からの継続利用が多い。

なお、ここで押さえておきたいのは、特定技能制度における「登録支援機関」と、技能実習制度における「監理団体」とでは役割が大きく異なる点である。技能実習では監理団体が企業の監査・指導や技能実習生の保護を担うのに対し、特定技能では登録支援機関が外国人本人への生活・就労支援を担う。つまり、監理団体は企業を監督する立場、登録支援機関は外国人本人を支援する立場という点で役割が異なる。

---

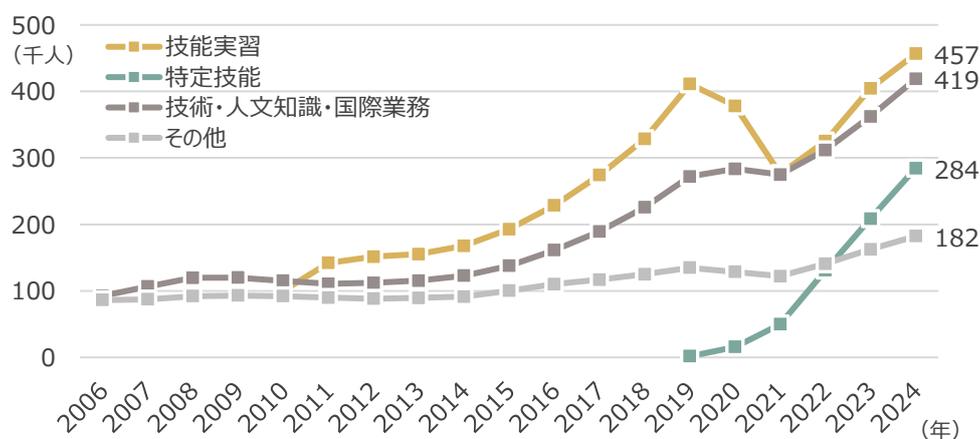
<sup>10</sup> 協議会の運営は民間団体などが主体となって所管省庁の監督・指導のもと行っている。建設、工業製品製造業分野への加入は費用負担あり。

<sup>11</sup> 出入国在留管理庁「令和2年度 外国人材受入れ支援体制の強化事業 事業報告書」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング、2021年3月）

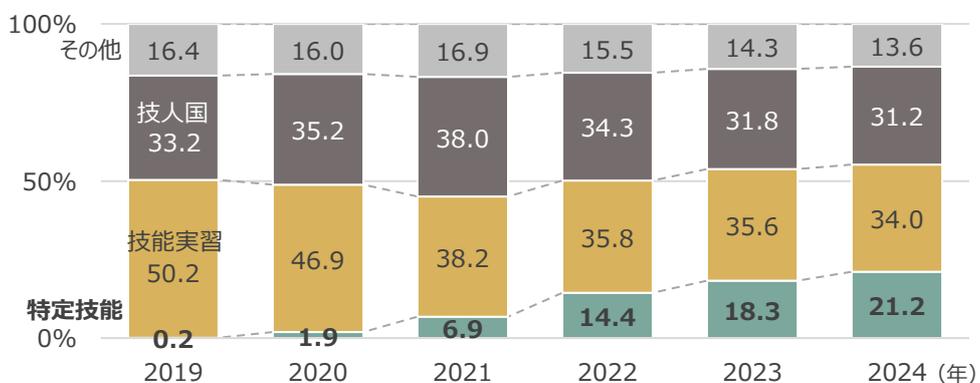
(4) 新制度「育成就労制度」による特定技能人材の育成と確保

わが国で就労資格を有して働く外国人材で、最も多いのが技能実習である。在留外国人統計によると、2024 年は「技能実習」が 457 千人、次いで「技術・人文知識・国際業務」が 419 千人、「特定技能」が 284 千人となっている（図表 1-20）。技能実習と特定技能をあわせると 55.2% を占め、就労資格全体の半数を超えている。今後、この割合はさらに高まるとみられる。こうした中、現在、両制度は見直しが進められており、2027 年 4 月からは技能実習制度に代わる外国人材受入れ制度として「育成就労制度」が始まる予定である（図表 1-21）。

図表 1-20 全国における就労資格別 外国人の推移（2006～2024 年）



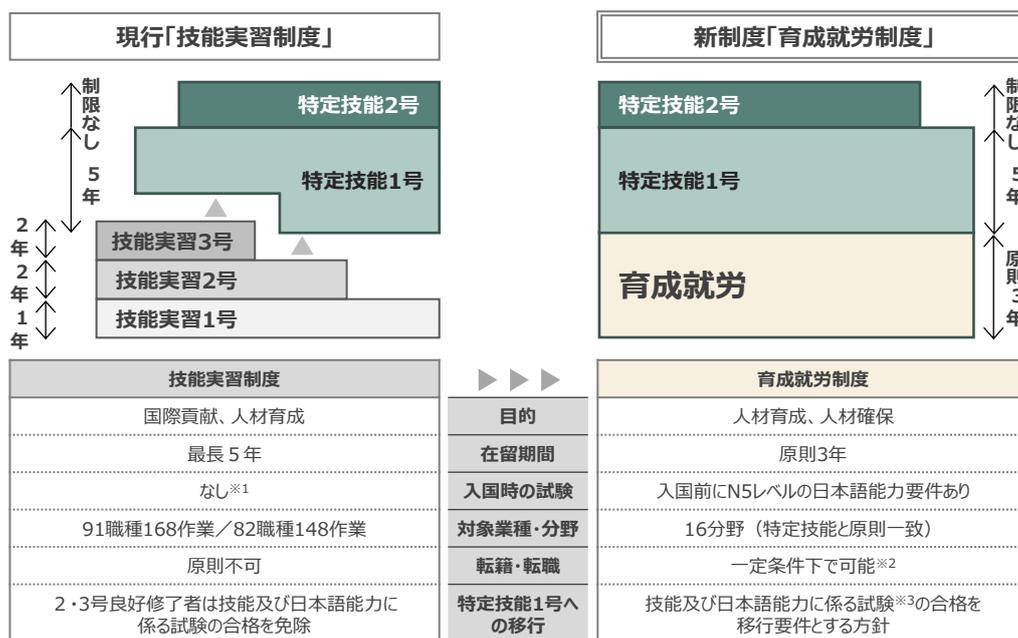
< 就労資格別の構成比 >



注) 「その他」は教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行、技能

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」（各年 12 月末時点）

図表 1-21 技能実習制度と育成就労制度の比較・移行イメージ



※1 介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり。  
 ※2 同一機関での就労が1～2年（分野ごとに設定）を超えていることなどの要件あり。  
 ※3 日本語能力A2相当以上、日本語能力試験N4等。

出典：出入国在留管理庁「育成就労制度」、[https://www.moj.go.jp/isa/applications/index\\_00005.html](https://www.moj.go.jp/isa/applications/index_00005.html)  
 （2025年8月28日参照）ほか、各種資料をもとに東北活性研作成

### ■ 技能実習制度の課題と新制度創設の経緯

1993年に始まった技能実習制度は、「人材育成による国際貢献」を目的としていた。しかし、実際には労働力不足を補う手段として利用されることが多く、制度の目的と実態の乖離が、低賃金や長時間労働、ハラスメントなど様々な問題を引き起こし社会問題化した。海外からも厳しい批判を受けることになった。

政府は技能実習制度の発展的解消を図るべく、2022年11月に制度の目的・あり方を根本から見直す議論を開始した。そして、2023年11月、有識者会議による最終報告書が公表され、技能実習制度の廃止と、新たな「育成就労制度」の創設が提言された。その後、2026年1月には、育成就労制度および特定技能制度の運用に関する基本方針が閣議決定され、制度の目的や受入れ枠の設定方法、転籍ルールなど、制度運用の具体的な方向性が示された。

### ■ 新制度「育成就労制度」の基本的な枠組み

新制度の受入れ対象分野は、特定技能制度と概ね一致<sup>12</sup>しており、3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を持つ人材を育成し、同時に各分野の人手不足を補う人材の確保を目指す。

<sup>12</sup> 政府は、特定技能制度を現行の16分野から19分野へ拡大し、育成就労制度を17分野で運用する方針を示している。また、両制度をあわせた外国人労働者の受入れ上限を123万1,900人（育成就労制度：約42万6,200人、特定技能制度：約80万5,700人）と設定している（2026年1月23日閣議決定「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」）。

「人材育成」と「人材確保」の両立を目指す新制度では、育成就労の期間を特定技能人材育成のための期間と位置づけ、「即戦力人材の確保」を目的とする特定技能制度への橋渡しとなるよう設計されている。

#### ■ 特定技能制度への接続とキャリアパス

さらに、国際的な人材獲得競争が激化する中で外国人材に選ばれる国となるため、外国人材が自らの将来像を具体的に描けるようなキャリア形成の仕組みが設けられた。育成就労から特定技能1号への移行時は、技能検定試験3級等または特定技能1号評価試験、さらに日本語能力A2<sup>13</sup>相当以上の試験（日本語能力試験N4等）の双方に合格することが要件<sup>14</sup>となっている。特定技能1号から特定技能2号移行時は従前の特定技能2号評価試験等の合格に加え、日本語能力B1相当以上の試験（日本語能力試験N3等）の合格が要件となる。育成就労から特定技能に移行する流れの中で、技能・知識を段階的に向上させられる仕組みにより、キャリアパスの明確化が図られ、外国人材のモチベーション向上につながることを期待される。

#### ■ 人材育成と日本語能力向上の仕組み

なお、日本語能力については、生活や就労上の安全確保の観点や適切な技能形成、長期的な就労を実現するうえで必要であり、育成就労開始前（入国時）に日本語能力試験A1相当以上の試験に合格または相当の日本語学習を受講することが要件となっている。加えて、特定技能1号や特定技能2号への移行時の要件とあわせて、継続的な学習によって段階的に日本語能力を向上させる仕組みになっている。また、日本語学習の継続的支援は受入れ企業の責務とされている。

#### ■ 人権保護と転籍制度の見直し

人権保護の観点から、一定の要件下で外国人材本人の意向による転籍が認められることになった。現行制度では暴行や各種ハラスメント、重大悪質な法令・契約違反があったなどの「やむを得ない事情がある場合」を除き、転籍は認められていなかった。新制度では、同一機関での就労が1年以上、一定の技能検定試験および日本語試験の合格などを要件とし、転籍前に就労していた業務区分と同一の業務区分に限り転籍が認められる。しかし、本人意向による転籍の容認について、地方自治体や中小零細企業などからは、「賃金の高い都市部や大企業への人材流出が生じるのではないか」という強い不安の声があがっている。転籍元の受入れ企業は渡航や生活支援、教育・研修などで多額の初期費用を負担している。海外から人材を受け入れ、育成したにもかかわらず、短期間で転籍されてしまうと大きな損失となる。そこで、政府は大都市圏への人材集中を防ぐための対策<sup>15</sup>や来日渡航費などを転籍先が補填する仕組みの検討を進めている。

---

<sup>13</sup> 日本語教育の参照枠（図表1-20）

<sup>14</sup> 特定技能1号の試験に不合格となった場合に再受験のための最長1年の在留継続を認める。

<sup>15</sup> 2025年10月9日現在、政府案では、埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫の8都府県（東京都奥多摩町など人口の少ない市町村を除く）では、在籍育成就労外国人に占める転籍者の割合に上限を設け、そのほかの39道県では、転籍者の割合を最大で3分の1まで認めている。ただし、これは、現時点での省令・告示案にもとづく内容である。

## ■ 新制度がもたらす効果と今後の課題

現在、就労資格のうち特定技能と技能実習が 5 割超を占めており、その割合は育成就労に代わっても増え続けるものと予想される。育成就労を特定技能の予備軍とみなすと、育成就労から移行する人材の増加により、近年、堅調な伸びがみられる特定技能外国人のさらなる増加が見込まれる。今後ますます労働力不足が深刻化する中で、外国人材受入れの主流が特定技能となることは確実である。

2027 年 4 月から始まる育成就労制度では、育成就労から特定技能 1 号へ、さらに特定技能 2 号へと進むキャリアパスが描けるため、外国人材の一層の活躍や長期的な定着につながるが見込まれる。他方、受入れ企業にとっては、帰国を前提とした技能実習制度のもとで玉突き式に労働力を確保する従来の形から、丁寧な人材育成を通じて、現場での技能継承や、事業の中核を担う人材への成長を促す方向へと転換することが求められる。こうした取組みが進めば、結果として企業の生産性向上につながることを期待できる。

育成就労制度の導入によって、外国人材受入れにおける特定技能の重要性は一段と高まり、就労資格制度の中で中心的な役割を担うことになる。企業が両制度を個別に運用するのではなく、人材育成から定着までを一貫した仕組みとして活用することで、特定技能外国人の長期的な活躍が促され、結果として企業の安定的な労働力確保にもつながる。

図表 1-22 「日本語教育の参照枠」<sup>注</sup>の全体的な尺度（抜粋）

|      |           |   |   |
|------|-----------|---|---|
| 難さ ↑ | <b>C2</b> | 聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。自然に、流ちょうかつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。  | <参考><br>日本語能力試験<br>(JLPT)<br>※<br>↓<br>N1<br>N2<br>N3<br>N4<br>N5 |
|      | <b>C1</b> | いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流ちょうに、また自然に自己表現ができる。社会的、学問的、職業上の目的に応じた、柔軟な、しかも効果的な言葉遣いができる。 |   |
|      | <b>B2</b> | 自分の専門分野の技術的な議論も含めて、具体的な話題でも抽象的な話題でも複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで熟達した日本語話者とやり取りができるくらい流ちょうかつ自然である。                        |   |
|      | <b>B1</b> | 仕事、学校、娯楽でふだん出会うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結び付けられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。                 |   |
|      | <b>A2</b> | ごく基本的な個人情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる文や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応じることができる。                      |   |
|      | <b>A1</b> | 具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら簡単なやり取りをすることができる。                      |   |

※ JLPTのN5～N1と日本語教育の参照枠の各レベルとの対応は概ねの目安。

注) CEFR (ヨーロッパ言語共通参照枠) を参考に、日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするための共通の基盤として示したものの。日本語教育にかかわる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み。

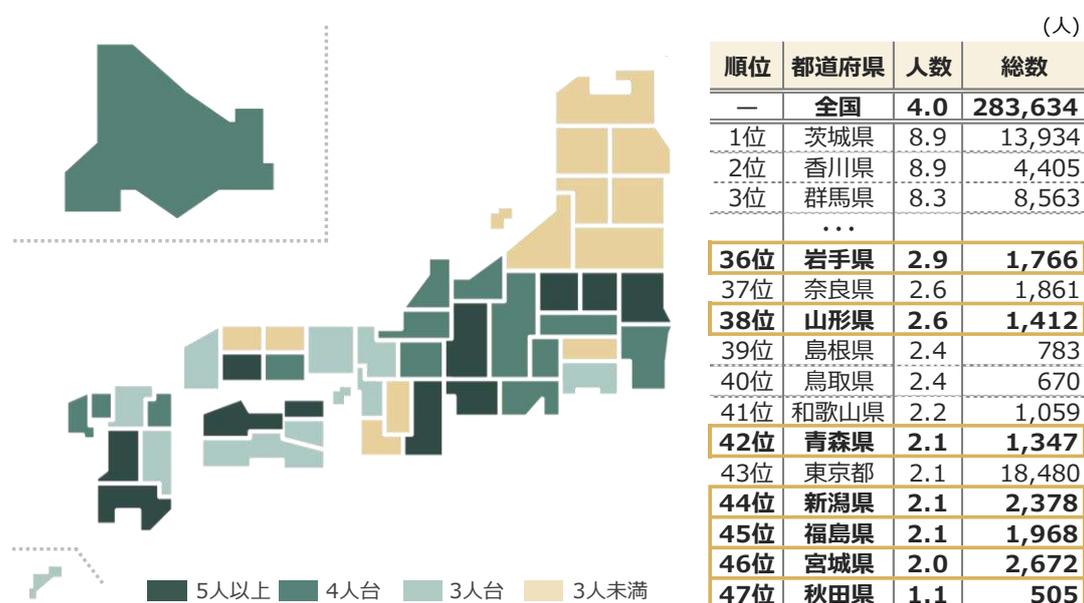
出典：出入国在留管理庁、厚生労働省「育成就労制度の概要」、<https://www.moj.go.jp/isa/content/001437136.pdf> (2025 年 8 月 29 日参照)

## (5) 東北圏における特定技能外国人の現状と課題

日本で就労する特定技能外国人は年々増加傾向にある。出入国在留管理庁によると、2024 年 12 月末時点で在留資格「特定技能 1 号」で働く外国人は 283,634 人に達している（図表 1-23）。都道府県別に生産年齢人口 1,000 人あたりの特定技能 1 号の外国人数をみると、茨城県が 8.9 人と最も多く、次いで香川県（8.9 人）、群馬県（8.3 人）となっている。東北圏については、7 県すべてが 3 人未満で、秋田県は全国で最も少ない 1.1 人となった。なお、「特定技能 2 号」で働く外国人は、全国で 832 人しかおらず、東北圏は 20 人とどまっている<sup>16</sup>。東北圏は特定技能外国人の受入れが最も進んでおらず、慢性的な人手不足が続く中、今後の人材確保と受入れ体制の整備が急務となっている。

以下では、東北圏における特定技能外国人の活用状況についてみていく。

図表 1-23 都道府県別 生産年齢人口 1,000 人あたりの特定技能 1 号外国人数（2024 年）



出典：総務省「人口推計」（2024 年 10 月 1 日時点）、出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数（速報値）」（2024 年 12 月末時点）

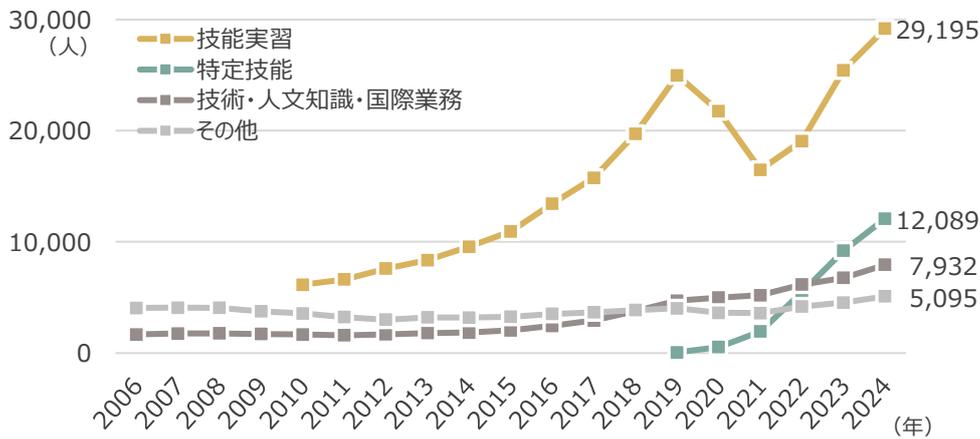
<sup>16</sup> 2024 年 12 月末時点で、福島県が 13 人、新潟県が 3 人、青森県、山形県がそれぞれ 2 人、岩手県、宮城県、秋田県が 0 人。

## ■ 東北圏における「特定技能」と「技能実習」の現状

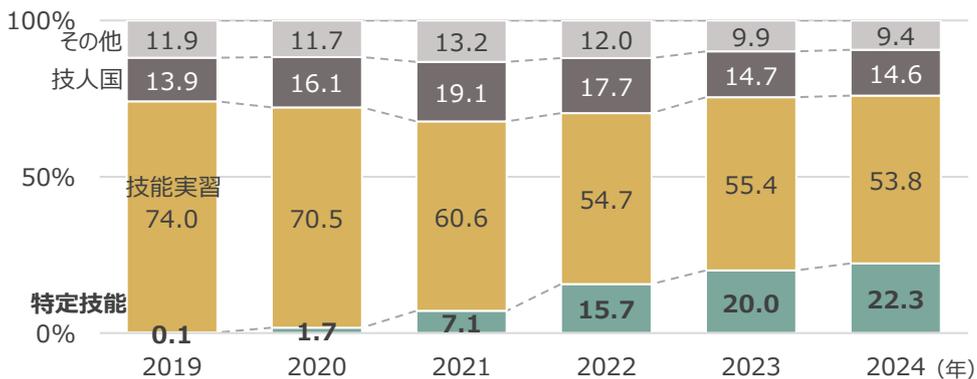
2024年、東北圏において「技能実習」で就労する在留外国人は29,195人、「特定技能」はその半数以下の12,089人となっている（図表1-24）。就労資格全体に占める比率も、「技能実習」が53.8%と最も高い。しかし、2019年に始まった「特定技能」が数を伸ばしており、構成比が2019年の0.1%から2024年の22.3%へと増加している。今後も「特定技能」の堅調な増加が見込まれ、全国に比べ特定技能外国人の活用が最も遅れている東北圏では、今後、産業構造や人材確保のあり方に大きな影響を及ぼすものと考えられる。

県別でみると、7県すべてで「技能実習」の比率が高い（図表1-25）。最も高い秋田県は63.4%であり、地域産業が技能実習生に大きく依存していることがうかがえる。「特定技能」の比率は岩手県が26.0%と最も高かった。そのほか、「技術・人文知識・国際業務」は新潟県（19.9%）、「教授」は宮城県（2.5%）、「教育」は秋田県（4.7%）が高くなっている。

図表1-24 東北圏における就労資格別 外国人および構成比の推移



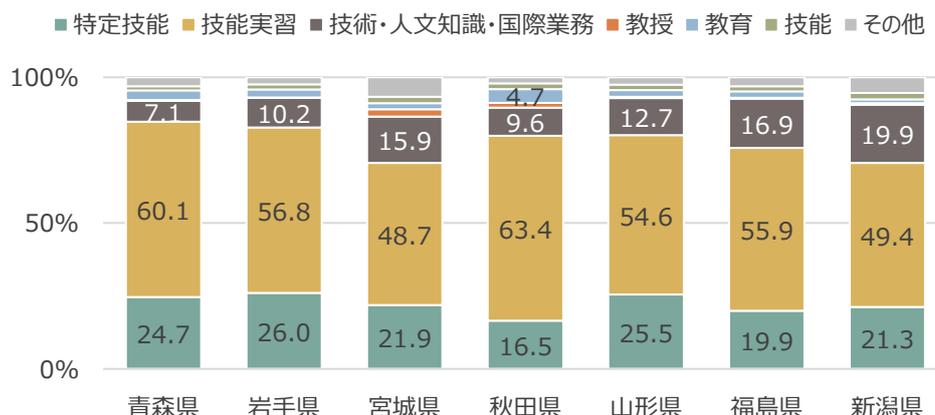
### < 就労資格別の構成比 >



注)「その他」は教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、介護、興行、技能。

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」（各年12月末時点）

図表 1-25 東北 7 県別 在留外国人の就労資格の構成比（2024 年）



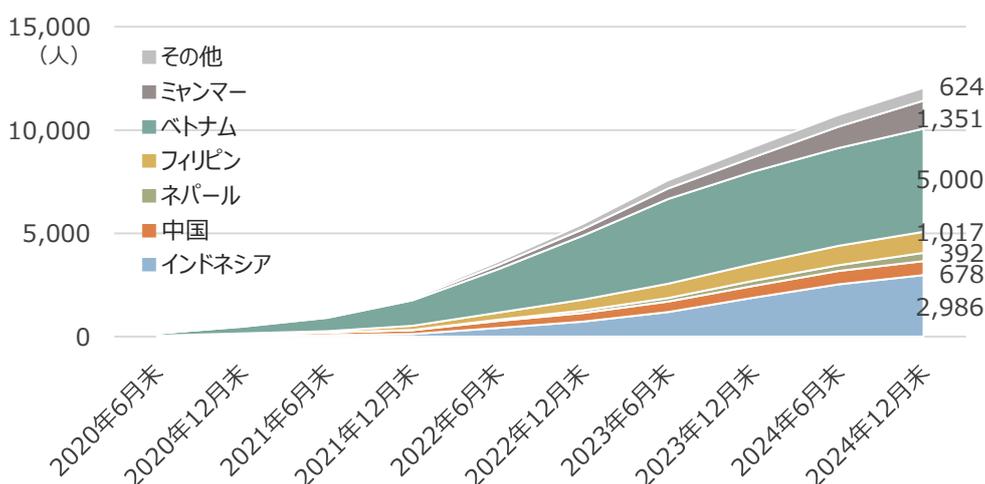
注)「その他」は芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、企業内転勤、介護、興行。

出典：出入国在留管理庁「在留外国人統計」（2024 年 12 月末時点）

### ■ 東北圏における特定技能外国人の出身地

特定技能外国人の出身地をみると、2024 年 12 月末時点ではベトナムが 5,000 人と最も多く、インドネシア（2,986 人）、ミャンマー（1,351 人）が続いた（図表 1-26）。出身地の比率の推移をみると、ベトナムや中国、フィリピンが減少傾向にある一方で、インドネシア、ミャンマー、ネパールは増加傾向にある（図表 1-27）。送り出し国は、これまで東アジアが中心だったが、現在は東南アジアや南アジアへと広がりつつある<sup>17</sup>。

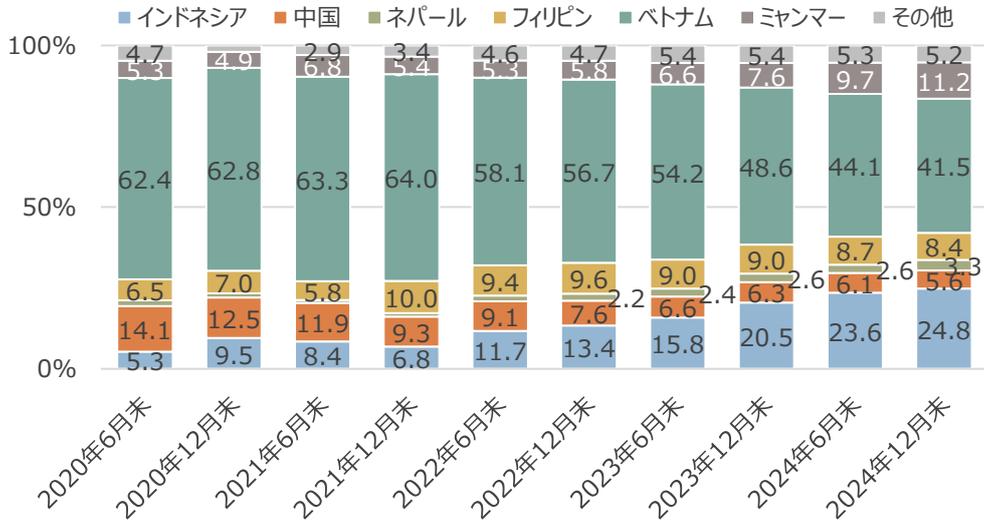
図表 1-26 東北圏における国籍・地域別 特定技能 1 号外国人の推移（2020 年 6 月末～2024 年 12 月末）



出典：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数（速報値）」

<sup>17</sup> 全国的には、東南アジア、南アジアへの拡大のほか、中央アジアや中東地域も含めた多国籍化が進行している。国籍・地域は 2020 年 6 月末時点の 32 から 2024 年 12 月末時点では 72 と、2 倍以上増加している。

図表 1-27 東北圏における特定技能 1 号外国人の国籍・地域別 構成比の推移 (2020 年 6 月末～2024 年 12 月末)

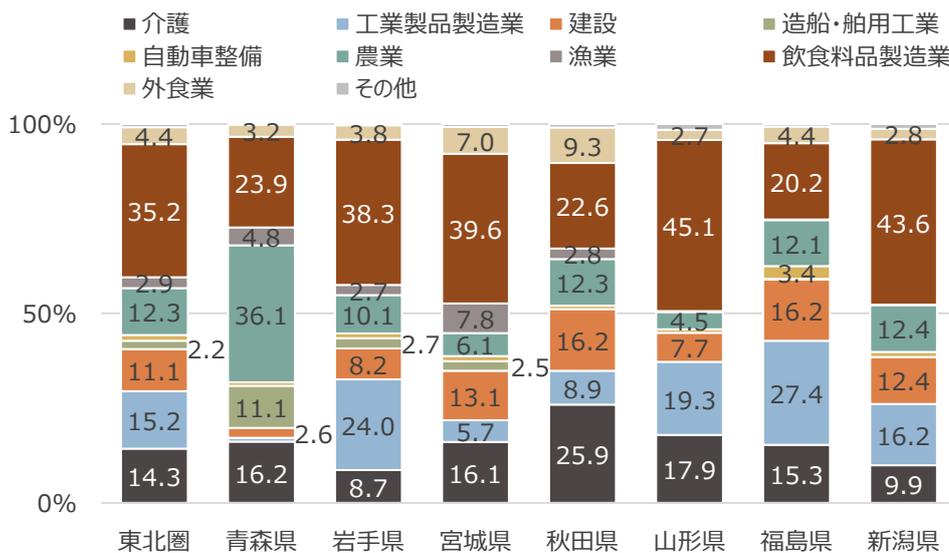


出典：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人人数（速報値）」

■ 東北圏における特定技能外国人が就労する特定産業分野

特定技能 1 号外国人が就労する特定産業分野の構成比についてみると、東北圏では「飲食料品製造業」が 35.2%と最も高く、「工業製品製造業」(15.2%)、「介護」(14.3%)が続いた(図表 1-28)。県別では、青森県は「農業」(36.1%)、岩手県、宮城県、山形県、新潟県は「飲食料品製造業」(38.3%、39.6%、45.1%、43.6%)、秋田県は「介護」(25.9%)、福島県は「工業製品製造業」(27.4%)が最も多かった。そのほか、青森県では「造船・船用工業」(11.1%)、宮城県では「漁業」(7.8%)での受入れが目立った。

図表 1-28 東北 7 県別 特定技能 1 号外国人が就労する特定産業分野の構成比 (2024 年)



注)「その他」は、「ビルクリーニング」「宿泊分野」。

出典：出入国在留管理庁「特定技能在留外国人人数（速報値）」(2024 年 12 月末時点)

### 1.3 共生政策の展開と自治体による外国人材受入れへの対応

#### (1) 外国人との共生社会の形成に向けた政策の変遷

企業で外国人材の雇用が進むと、地域社会に定住する外国人も必然的に増加する。地域社会の受入れ体制が不十分なままでは、外国人は言葉の壁や習慣の違いに戸惑い、偏見や生活格差といった社会的・経済的な困難に直面する可能性が高まる。こうした状況を受け、政府は外国人が日本人と同様に公共サービスを受け、安心して働き暮らせる環境づくりが不可欠であるという認識のもと、2006年12月に外国人との多文化共生に向けた『生活者としての外国人』に関する総合的対応策をまとめた。そして、外国人を社会の一員として受け入れる考えを示し、生活基盤の整備や公共サービスへのアクセス向上に取り組んできた。なお、多文化共生とは、「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」<sup>18</sup>を指す。

そして、新たな在留資格である「特定技能」の創設を踏まえ、2018年に総合的対応策は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に改められた。新たな総合的対応策は、外国人材の増加と多様化に対応するための包括的政策である。日本国内の共生社会づくりだけでなく、国際的な人材獲得競争を踏まえた戦略的な視点にもとづき、目標の1つとして、「外国人に選ばれる国となること」を掲げている。世界的に労働力が不足する中、優秀な外国人材の獲得競争は激化しており、外国人材が日本で「働きたい」「暮らしたい」と思える環境づくりが求められている。そのため、総合的対応策は毎年見直され、2025年の改訂版では、就労環境の整備や日本語教育、住居支援、相談窓口の設置、多言語情報の提供など218の施策が展開されている（図表1-29）。

また、2022年には「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」が策定された（図表1-30）。ロードマップは、「わが国が目指すべき外国人との共生社会のビジョン」を示し、2026年度までに政府が一丸となって外国人との共生社会実現に向けた環境整備をより一層推進することを目指している。ロードマップの策定により、総合的対応策はロードマップで示されたビジョンや重点事項を実現するための具体的なアクションプランとして位置づけられた。中長期的な105の施策と短期的な218の施策がそれぞれ展開されている。

ロードマップおよび総合的対応策は、省庁横断的な取組みとして位置づけられ、多くの府省庁が関与している（図表1-31）。推進体制では、自治体と連携しつつ、関係機関が役割を分担して取組みを進めている。

<sup>18</sup> 総務省「多文化共生の推進に関する研究会報告書」（2006年3月）より。

図表 1-29 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の各施策

| 項目                                | 主な施策  |
|-----------------------------------|---|
| 1. 円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組 | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人が生活のために必要な日本語等を習得できる環境の整備</li> <li>日本語教育の質の向上等</li> <li>育成就労外国人の日本語能力の向上</li> </ul>   |
| 2. 外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化      | <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人の目線に立った情報発信の強化</li> <li>外国人が抱える問題に寄り添った相談体制の強化</li> <li>情報発信及び相談対応におけるやさしい日本語化の更なる促進</li> </ul>   |
| 3. ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援          | <ul style="list-style-type: none"> <li>「乳幼児期」、「学齢期」を中心とした外国人に対する支援等</li> <li>「青壮年期」初期を中心とした外国人に対する支援等</li> <li>「青壮年期」を中心とした外国人に対する支援等</li> <li>「高齢期」を中心とした外国人に対する支援等</li> <li>ライフステージに共通する取組</li> </ul>             |
| 4. 外国人材の円滑かつ適正な受入れ                | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定技能外国人のマッチング支援策等</li> <li>育成就労制度及び特定技能制度の円滑な運用に向けた取組等</li> <li>悪質な仲介事業者等の排除</li> <li>海外における日本語教育基盤の充実等</li> </ul>   |
| 5. 共生社会の基盤整備に向けた取組                | <ul style="list-style-type: none"> <li>共生社会の実現に向けた意識醸成</li> <li>外国人の生活状況に係る実態把握のための政府統計の充実等</li> <li>共生社会の基盤整備のための情報収集強化及び関係機関間の連携強化等</li> <li>外国人も共生社会を支える担い手となるような仕組みづくり</li> <li>共生社会の基盤としての在留管理体制の構築</li> </ul> |

出典：外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2025年6月6日改訂版）

図表 1-30 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」の3つのビジョンと4つの重点事項

< 目指すべき外国人との共生社会のビジョン（3つのビジョン） >

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p><b>安全・安心な社会</b></p> <p>これからの日本社会を共につくる一員として外国人が包摂され、全ての人が安全に安心して暮らすことができる社会</p> | <p><b>多様性に富んだ活力ある社会</b></p> <p>様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる、多様性に富んだ活力ある社会</p> | <p><b>個人の尊厳と人権を尊重した社会</b></p> <p>外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる社会</p> |
|--|---|--|

< 取り組むべき中長期的な課題（4つの重点事項） >

|   |  |  |  |
|---|--|--|--|
| <p><b>1</b></p> <p>円滑なコミュニケーションと社会参加のための日本語教育等の取組</p> | <p><b>2</b></p> <p>外国人に対する情報発信・外国人向けの相談体制の強化</p> | <p><b>3</b></p> <p>ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援</p> | <p><b>4</b></p> <p>共生社会の基盤整備に向けた取組</p> |
|---|--|--|--|

出典：外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（2025年6月6日一部改正版）

図表 1-31 「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」と「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に関与する主な省庁

| 分野        | 主な関係府省庁           |
|-----------|-------------------|
| 在留管理・法制度  | 法務省（出入国在留管理庁）、外務省 |
| 労働・福祉     | 厚生労働省、こども家庭庁      |
| 教育・日本語    | 文部科学省             |
| 地方自治・生活基盤 | 総務省、警察庁           |
| 経済・産業     | 経済産業省、農林水産省、国土交通省 |
| 環境・消費者    | 環境省、消費者庁          |
| 財政        | 財務省               |

出典：外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」（2025年6月6日一部改正版）、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（2025年6月6日改訂版）をもとに東北活性研作成

## (2) 自治体における多文化共生の推進

全国各地の自治体では、「生活者」としての外国人に向き合う必要性が早くから認識されており、政府に先駆けて、1990年代から外国人住民とともに多文化共生を目指した実践的な取り組みが始まっていた。総務省はこうした先進的な取り組みを整理し、外国人住民との共生を目指す自治体の取り組みを促進するため、2006年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、その中で、自治体に対して多文化共生の推進に係る指針や計画の策定を促している。

その後、多くの自治体が独自に「多文化共生プラン」や「国際化推進計画」を策定するようになり、地域ごとに多文化共生に向けた取り組みが展開されている。さらに、そうした自治体発の動きが後押しとなり、2006年12月に政府が『「生活者としての外国人」に関する総合的対応策』を策定した。現場の自治体からの声が、国に対して外国人を「生活者」として受け入れる必要性を認識させる契機となったこの事例は、わが国における外国人住民との多文化共生の実現に向けて、自治体から国へと民主的かつ実践的な政策形成プロセスが展開されたことを示している。なお、多文化共生の推進に関する指針・計画の策定状況については、2024年度時点で、すべての都道府県および政令指定都市が策定済みである。一方、市町村では策定率が約半数にとどまっており、人口規模の小さい市町村や外国人住民の割合が低い自治体ほど策定率が低い傾向にある<sup>19</sup>。

多文化共生推進プランでは、基本的な施策として「コミュニケーション支援」「生活支援」「意識啓発と社会参画支援」「地域活性化の推進やグローバル化への対応」を4つの柱としている(図表1-32)。各自治体は、4つの柱にもとづき地域の实情に即した独自の計画を立てて施策に取り組んでいる。市区町村の具体的施策をみると、「コミュニケーション支援」では行政・生活情報の提供<sup>20</sup>、「生活支援」では災害時の支援体制の整備<sup>21</sup>に取り組む傾向がみられる。一方で、「生活支援」における住宅確保の支援や、「地域活性化の推進やグローバル化への対応」については、取り組みが進んでいないことがうかがえる<sup>22</sup>。

自治体のそうした取り組みに対しては、政府が策定した「外国人との共生社会の実現に向けたロードマップ」や「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」のもと、教育、医療、防災、日本語教育、生活相談体制など幅広い分野で制度面・財政面から支援が行われている。これにより、自治体の多文化共生プランは、各地域の課題や外国人住民の状況に応じて具体的な取り組みを行うことが可能となっている。

<sup>19</sup> 総務省「令和6年度地域における多文化共生推進状況等調査」(2025年3月19日)によれば、市79.1%、区100.0%、町35.7%、村15.8%の策定率となった。

<sup>20</sup> ホームページや案内・チラシ等の多言語化、公共施設等の多言語表記などに取り組んでいる。

<sup>21</sup> 地域防災計画への外国人対策の記載、災害時用の多言語支援ツール活用体制の整備などに取り組んでいる。

<sup>22</sup> 全1,741市区町村のうち、「生活支援」の住宅確保の支援に未着手の自治体は72.3%、「地域活性化の推進やグローバル化への対応」に未着手の自治体は64.2%にのぼっている。

図表 1-32 「地域における多文化共生推進プラン」における4つの基本施策

|   |   |
|---|---|
| <p><b>1 コミュニケーション支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備</li> <li>日本語教育の推進</li> <li>生活オリエンテーションの実施</li> </ul>  | <p><b>3 意識啓発と社会参画支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>多文化共生の意識啓発・醸成</li> <li>外国人住民の社会参画支援</li> </ul>   |
| <p><b>2 生活支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>教育機会の確保</li> <li>適正な労働環境の確保</li> <li>災害時の支援体制の整備</li> <li>医療・保健サービスの提供</li> <li>子ども・子育て及び福祉サービスの提供</li> <li>住宅確保のための支援</li> <li>感染症流行時における対応</li> </ul> | <p><b>4 地域活性化の推進やグローバル化への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人住民との連携・協働による地域活性化の推進</li> <li>グローバル化への対応</li> <li>留学生の地域における就職支援</li> </ul> |

出典：総務省「地域における多文化共生推進プラン（改定）」（2020年9月10日）

---

### (3) 特定技能外国人の定着に向けた自治体・企業の連携強化

---

2000年代初頭から、自治体は外国人住民を「生活者」として位置づけ、多文化共生施策を展開してきた。その流れを受け、ここ数年で急速に本格化しているのが外国人材の受入れと定着に向けた取組みである。少子高齢化に伴う人手不足が深刻化する中、製造業や農業、介護、建設といった分野では、特定技能外国人が地域経済を支えるうえで不可欠な存在となっている。

こうした状況の変化に伴い、外国人材を生活者としてだけでなく地域全体の持続可能性を高める重要な働き手として捉え、“外国人材の「働く場」と「暮らす場」”を一体的に支える施策の重要性が高まっている。

これまでは2019年の特定技能制度の開始にあわせて策定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」がこうした取組みを制度的に後押しする役割を果たしてきた。2025年4月からは特定技能制度における自治体との連携がさらに強化され、市町村が実施する多文化共生施策が「1号特定技能外国人支援計画書」に支援内容として盛り込まれることとなった。支援計画書は特定技能1号外国人が日本で安心して働き、暮らせるようにするために、受入れ企業が作成するものである。「日本語教室の案内」や「地域イベントへの参加促進」、「ゴミ出しや交通ルールなど生活情報の周知」、「医療・防災訓練などの情報提供」、「行政サービスの利用方法の説明」など、市町村が実施する施策を踏まえて作成することが求められている。

加えて、特定技能外国人を受け入れる企業には、外国人材が働く事業所の所在自治体や居住する自治体に、「協力確認書」を提出することが義務付けられた。これは、受入れ企業が自治体から共生施策に対する協力を求められた場合に、必要な協力をする旨の確認を事前に行うものである。

こうした制度改正により、企業と自治体の役割分担が明確化され、外国人材の就労と生活を一体的に支えるための仕組みが整備されつつある。これが近年の外国人材受入れ・定着施策の大きな特徴である。

#### (4) 自治体による外国人材受入れの推進と定着支援の展望

このような背景のもと、都道府県では外国人材の受入れや定着をより効果的に進めるため、諸外国の地方自治体や教育・職業訓練機関との間で人材の送り出し・受入れに関する覚書（MOU など）の締結が進んでいる。これにより、受入れ候補となる外国人材の確保や、技能・日本語教育、生活支援の事前準備を国際的に連携して行うことが可能となる。朝日新聞の調査<sup>23</sup>によると、都道府県および政令指定都市 67 自治体のうち 28 自治体（41.8%）が、2014 年以降計 87 本の MOU を締結していた。

さらに、外国人材受入れを希望する企業を支援する「外国人材受入れ支援デスク」の設置も進んでいる。ここでは、採用・受入れに関する相談対応や手続き案内、住居や生活支援、職業訓練や日本語教育に関する情報提供などを総合的に行い、企業が安心して外国人材を受け入れられるよう環境づくりを支援している。

東北圏で MOU を締結している自治体としては、宮城県、山形県<sup>24</sup>、新潟県が挙げられる。2025 年 9 月 30 日時点で、宮城県はベトナム社会主義共和国労働傷病兵・社会問題省、カンボジア労働職業訓練省、インドネシア共和国移住労働者保護省と、山形県は新モンゴル学園（モンゴル国）と、新潟県はベトナム社会主義共和国のビンロン省およびタインホア省と、それぞれ MOU を締結している。外国人材受入れ支援デスクについては、岩手県を除く 6 県で開設しており、そのうち青森県と福島県は今年度新たに開設された（図表 1-33）。宮城県は県内の支援デスクのみならず、台湾、ベトナム、インドネシアの 3 拠点にキャリアサポートセンターを設置し、宮城県で働くことを希望する外国人材への支援も行っている。そのほかにも、市町村独自の MOU 締結や業界団体による送り出し国・機関との交流など、積極的な取組みが広がっている。

自治体における多文化共生の取組みは、人権の尊重と平等な社会の実現にとどまらず、労働力の確保と地域の持続可能性を高める戦略的施策へと進化している。こうした理念を基盤とした特定技能制度は、外国人材を地域の未来を共に築くパートナーと位置づけている。今後は企業による受入れに加え、地域の実情に応じた柔軟な支援体制の構築や、企業・自治体・住民それぞれの役割を活かした連携により、より実効性の高い制度運用が求められていく。

では、この制度理念が現場でどのように実現されているのか、また実現に至っていない場合に、どのような課題が存在するのかを把握するために、特定技能外国人の視点に立った実態の把握が不可欠である。とりわけ、彼らの「働き方」や「暮らし方」に関する経験や意識を丁寧にすくい上げることは、制度改善や地域支援のあり方を検討するうえで重要な手がかりとなる。

次章では、上記の問題意識のもと、特定技能外国人の「働き方」や「暮らし方」に焦点をあてて実施したアンケート調査の結果をみながら、制度運用の課題や可能性を探ることとする。

<sup>23</sup> アンケートは 2024 年 10 月実施。

<sup>24</sup> 山形県は山形大学、新モンゴル学園との 3 者による人材育成に関する覚書を締結。

図表 1-33 東北圏における外国人材受入れ支援デスク等の設置状況

| 自治体 | 名 称  | 開設年                     | 支援対象    |
|-----|--|-------------------------|---------|
| 青森県 | 青森県外国人材雇用サポートデスク   | 2025年<br>(10月)          | 企業      |
| 宮城県 | (県内)<br>Work in MIYAGI<br>(外国人材採用に向けたワンストップ支援)                   | 2021年                   | 企業および人材 |
|     | (国外)<br>キャリアサポートセンター台湾<br>キャリアサポートセンターベトナム<br>キャリアサポートセンターインドネシア | 2024年<br>2024年<br>2024年 | 人材      |
| 秋田県 | 秋田県外国人材受入サポートセンター  | 2024年                   | 企業      |
| 山形県 | 山形県外国人材採用支援デスク   | 2024年                   | 企業および人材 |
| 福島県 | 福島県外国人材雇用サポートデスク   | 2025年<br>(5月)           | 企業      |
| 新潟県 | 新潟県外国人材受入サポートセンター  | 2018年                   | 企業および人材 |

注) 2025年9月30日時点。

出典：各県資料および各県ホームページより東北活性研作成